

基準整備の方向性について

建築物エネルギー消費性能基準等の整備の方向性(案)①

基準の体系については、原則として、省エネ法の現行の建築主等の判断基準（H25基準）の体系を継承しつつ、以下について見直しを行う。

1. 適用する基準について

- ①適合義務等の**非住宅の規制**に係る基準(エネルギー消費性能基準)は、**一次エネルギー消費量基準**とし、容積率特例等の誘導措置に係る基準(**誘導基準**)は、**一次エネルギー消費量基準**及び**外皮基準**とする。
- ②**住宅**は、エネルギー消費性能基準、住宅事業建築主基準及び誘導基準のいずれも、**一次エネルギー消費量基準**及び**外皮基準**とする。
- ③**共同住宅**の一次エネルギー消費量基準による規制については、全住戸適合しなくても、**住棟全体で適合していればよいものとする。**

2. 基準の水準について

- ①エネルギー消費性能基準については、**H25基準の水準**と同じとする。
- ②**誘導基準**については、外皮基準についてはH25基準と同じ水準、一次エネルギー消費量基準については、**非住宅**はエネルギー消費性能基準よりも**2割削減**する水準、**住宅**は**1割削減**する水準とする。
- ③**住宅事業建築主基準**については、次期目標年次を**平成32年度**とし、外皮基準についてはH25基準と同じ水準、一次エネルギー消費量基準についてはエネルギー消費量基準よりも**15%削減**する水準とする(平成31年度までは10%削減の水準)。

3. 既存建築物の基準の水準について

①既存建築物の増改築時の基準は、新築の基準とは異なる水準を設定する。

※なお、新法施行後に新築された建築物について増改築等を行う場合の基準については、新築の基準と同じとする。

②既存部分の性能が分からない場合は、20年前の標準的な建材・設備等の性能値をデフォルト値として設定し、それを用いて評価してよいこととする。

4. その他基準の合理化等について

①建材・設備等の試験品質及び生産品質の確認について、原則として、JISや業界規格を基に確認することとし、第三者認証又は自己適合宣言(当分の間)により対応を検討していく。

②非住宅の簡易評価法(モデル建物法)について、現状で5,000㎡以下等に限定されているところ、全ての建築物で適用できるよう規模要件等を撤廃する。また、8用途モデルを15用途モデルに充実させる。

③住宅の一次エネルギー消費量基準について、小規模住戸に係る基準の見直し合理化を行う。

④土塗壁等を用いた伝統的木造住宅について、所管行政庁が認めた場合には、一次エネルギー消費量基準の基準値について、個別住宅毎に当該外皮性能に応じた暖冷房一次エネルギー消費量をもとに設定できることとする。

⑤住宅の仕様基準について、開口部比率が一定値以上となると適用できなかったところ、上限を撤廃し、一定の性能を確保すれば、開口部比率の高い住宅についても活用できるようにする(一定以上の性能を確保すれば開口部比率の計算も不要となる)。

建築物省エネ法に基づく基準の水準について(案)

		エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出・指示、 省エネ基準適合認定表示)		誘導基準 (性能向上計画認定・容積率特例)		住宅事業建築主 基準
		建築物省エネ法 施行(H28.4.1)後に 新築された 建築物	建築物省エネ法 施行の際現に存 する建築物	建築物省エネ法 施行(H28.4.1)後に 新築された 建築物	建築物省エネ法 施行の際現に存 する建築物	上段:~H31年度 下段:H32年度~
非住宅	一次エネ ^{※1}	1.0	1.1	0.8	1.0	—
	外皮:PAL*	—		1.0	—	—
住宅	一次エネ ^{※1※2}	1.0	1.1	0.9 ^{※3}	1.0	0.9
						0.85
	外皮:住戸単位 ^{※4} (UA,ηA)	1.0	—	1.0	—	—
						1.0

※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」が表中の値以下になることを求める方向で検討。

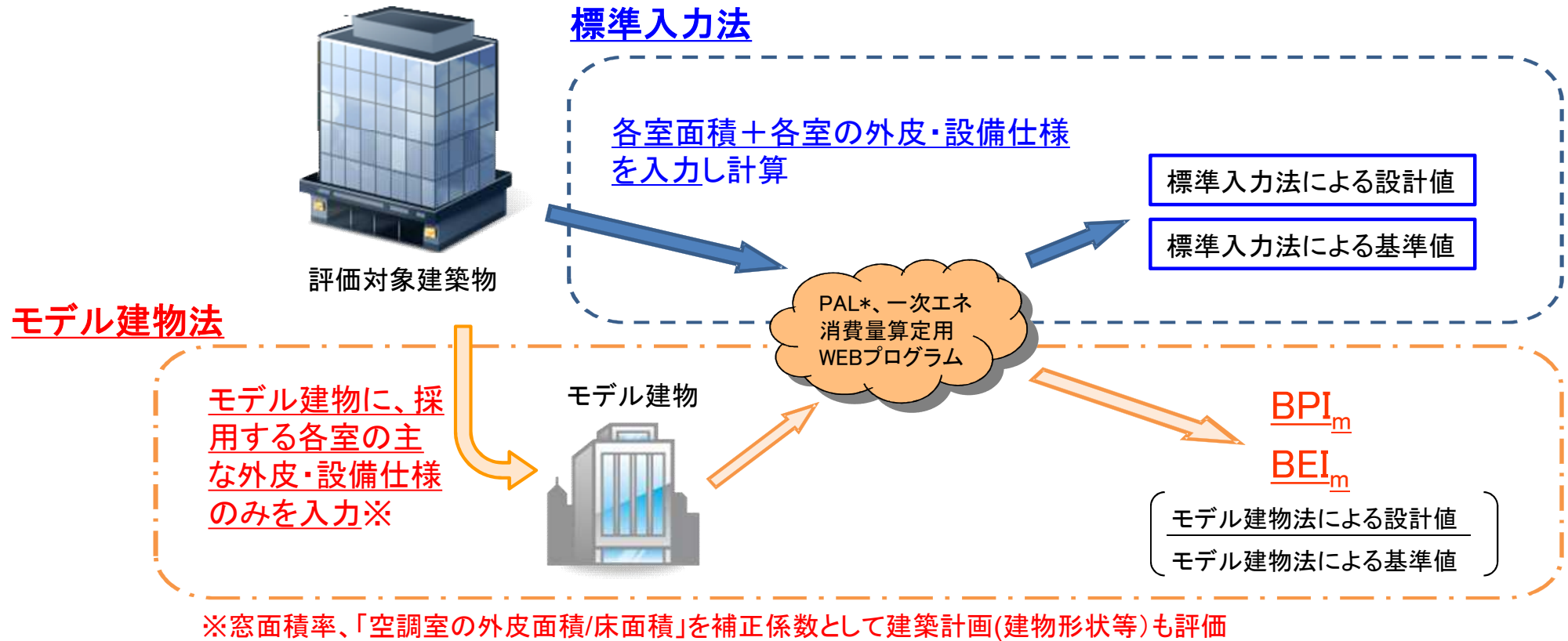
※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※3 今後、約束草案の実現に向けて、住宅の省エネ基準への適合状況等を勘案しつつ、早期に非住宅同様0.8とする等、住宅の省エネルギー性能の向上に向けた取組について検討。

※4 外皮基準については、H25基準と同等の水準。

改良後のモデル建物法の概要

- 建物用途毎に室用途構成などを想定(モデル建物を設定)
 - このモデル建物に対して、評価対象建築物の外皮や設備の「**代表仕様**」を適用した場合の一次エネルギー消費量を算定して評価を行う。



- 現行省エネ法では、告示 I . 第1 1 1-2及び2 2-1のただし書きの計算に基づき、位置づけられている。
- 建築物省エネ法では、基準省令又は告示に位置づける予定。(低炭素法においても活用可とする。)

(参考)モデル建物法の適用範囲の拡大方針(案) H28.4施行予定

- 現状、5,000㎡の規模要件を撤廃、中央空調方式の選択も可とする。
- モデル用途を追加し、あらゆる用途でモデル建物法の適用を可とする。
- エネルギー消費性能基準(適合性判定、届出※、認定表示)及び誘導基準について、モデル建物法の活用を可とする。(低炭素法においても活用可とする。)

	現 状	今後の扱い(案)
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積が<u>5,000㎡以下</u> ● <u>個別分散空調方式のみ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 面積要件なし(<u>規模要件撤廃</u>) ● <u>中央空調方式も選択可</u>
モデル用途	<p><u>8用途</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等 ● ホテル等 ● 病院等 ● 学校等 ● 物販店舗等 ● 飲食店等 ● 集会所等 ● 工場等 	<p>左記8用途に加え、<u>下記7用途を追加(計15用途)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅館等 ● 診療所等 ● 幼稚園等 ● 大学等 ● 福祉施設等 ● 小規模物販等 ● 講堂等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の講堂(体育館)や宴会場付ホテルについては、エネルギー消費量の評価上、類似な用途が8モデル用途になかったため、通常の計算法による評価を原則としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・15用途とすることで、<u>あらゆる用途</u>についてモデル建物法の<u>適用を可能</u>とする。 ・建築物省エネ法の誘導基準等においても、適用可能とする。

※平成28年度の省エネ法に基づく届出についても適用可能とする

地域の気候及び風土に応じた住まいの基準について

現行省エネ基準の課題と対応方針

○現行の省エネ基準において、所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合に、外皮基準(U_A、η_A)の適用を除外できることとされている(所管行政庁が認めた事例無し)。

⇒「地域の気候・風土に応じた住まい作りの観点から適切」と認めるための判断のガイドライン等の整備を予定。

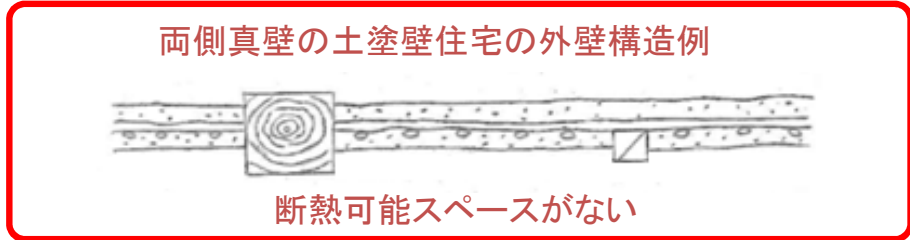
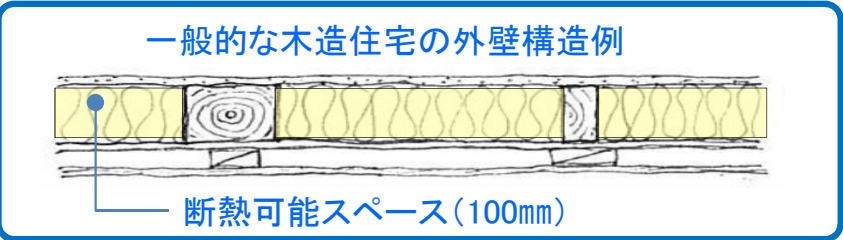
一般的な在来軸組構法



伝統的木造住宅



伝統構法等の住宅については、断熱構造化が難しい場合がある。



○設計一次エネルギー消費量基準については、当該住戸の外皮性能に応じて計算する必要があるため、断熱性能の悪い土塗壁(両面真壁)では、設計暖冷房一次エネルギー消費量が大きく、高効率設備を導入しても一次エネルギー消費量基準を満たすことが出来ない。

○所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合の住宅の適合判定については、外皮基準を適用除外とした上で、一次エネルギー消費量基準について以下のように設定する方向で検討。

<基準一次エネルギー消費量>

<設計一次エネルギー消費量>

通常の住宅 : 標準の外皮性能 + 標準設備仕様
行政庁認定住宅: 当該住宅の外皮性能 + 標準設備仕様

≧

当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設計設備仕様

(参考)外皮基準の適用を除外できる住宅の判断に関するガイドライン案(概要)

建築物省エネ法に基づき所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めるための判断に関するガイドラインを整備予定。このガイドラインを参考にして所管行政庁が指針を策定し、認定を行う。

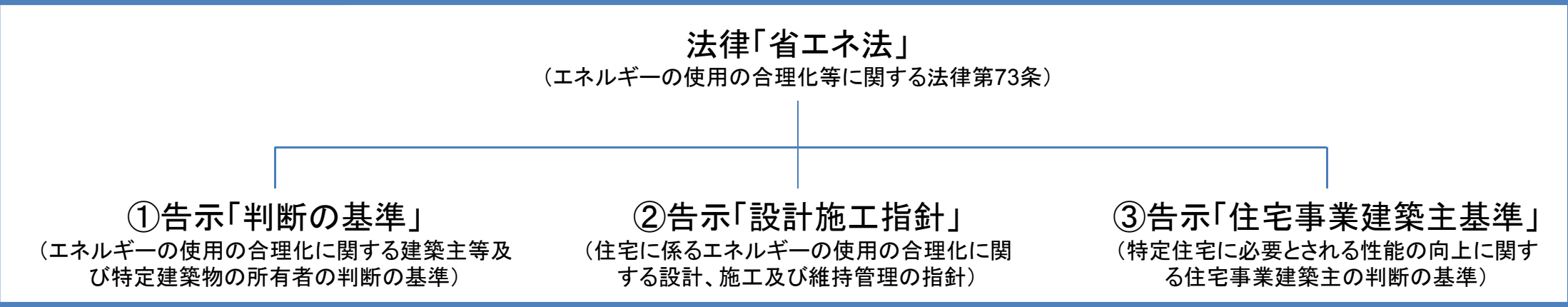
○外皮基準の適用を除外できる住宅とは
地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成及び⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であり、かつ、その特徴に付随して、外皮基準の達成を困難にすると想定される要素を含む住宅である。

観点	地域の気候及び風土に応じた住まいに特徴付けられる要素の例
①様式・形態・空間構成	続き間、縁側、玄関(風除室)、高天井、吹き抜け、引戸形式の内部建具、欄間、深い軒庇、越屋根、大きな窓(掃出し、連窓、引込み形式等)、地窓、高窓・天窗、外部床(照り返しを抑制する素材)、中庭・坪庭、屋敷林
②構工法	無垢材である製材の使用、断面が大きな構造材の使用、部材現し(軸組・床組・たるき・小屋組)、貫・差鴨居等の軸組、土塗壁【このうち、外壁両側を真壁としたもの】、板壁(落とし込み板壁)【このうち、外壁両側を真壁としたもの】、丸太組構法【このうち、外壁両側を丸太現しにしたもの】、開放的な床下(石場建て・足固め等)、和小屋組(多重梁)、さす構造・たるき構造・登り梁、 <u>せがい造り・はね木(出し梁)</u> 、 <u>面戸板現し</u> 、金物類の非使用、手刻みによる加工・伝統的な継手仕口、瓦屋根、 <u>茅葺き屋根</u> 、 <u>板葺き</u> ・ <u>樹皮葺き</u> 、荒板による屋根野地、屋根通気ブロック、板張り壁(外壁)、雁木、高基礎壁、花ブロック、木製建具【このうち、現場製作のもの】、 <u>下地窓・無双窓</u> 、雨戸、紙障子、格子、塗壁(漆喰塗・珪藻土塗)、板張り壁(内壁)、 <u>竿縁天井・網代天井・簀子天井</u> 、土間(三和土(たたき))、畳(稲わら畳床)、床板張り仕上げ、自然材料系断熱材、調湿材、古色塗り・漆塗り等
③材料・生産体制	地域産の木材の使用、地域産の自然素材の使用、地域で生産される建材の使用、地域の住宅生産者が主導する体制、地域の大工・建築職人の登用
④景観形成	地域に根ざす建物形態・材料の使用、周囲と調和・連担した外構・緑化計画、地域の植生を活用した緑化、緑の連担による生物の生息環境の保全
⑤住まい方	日常生活空間の縮小化、季節に応じた生活習慣(打ち水・風鈴等)、局所的な採暖器具の利用(囲炉裏・炬燵等)、雨戸等の開け閉めをする生活習慣、すだれ・よしずの利用、雪囲いの利用

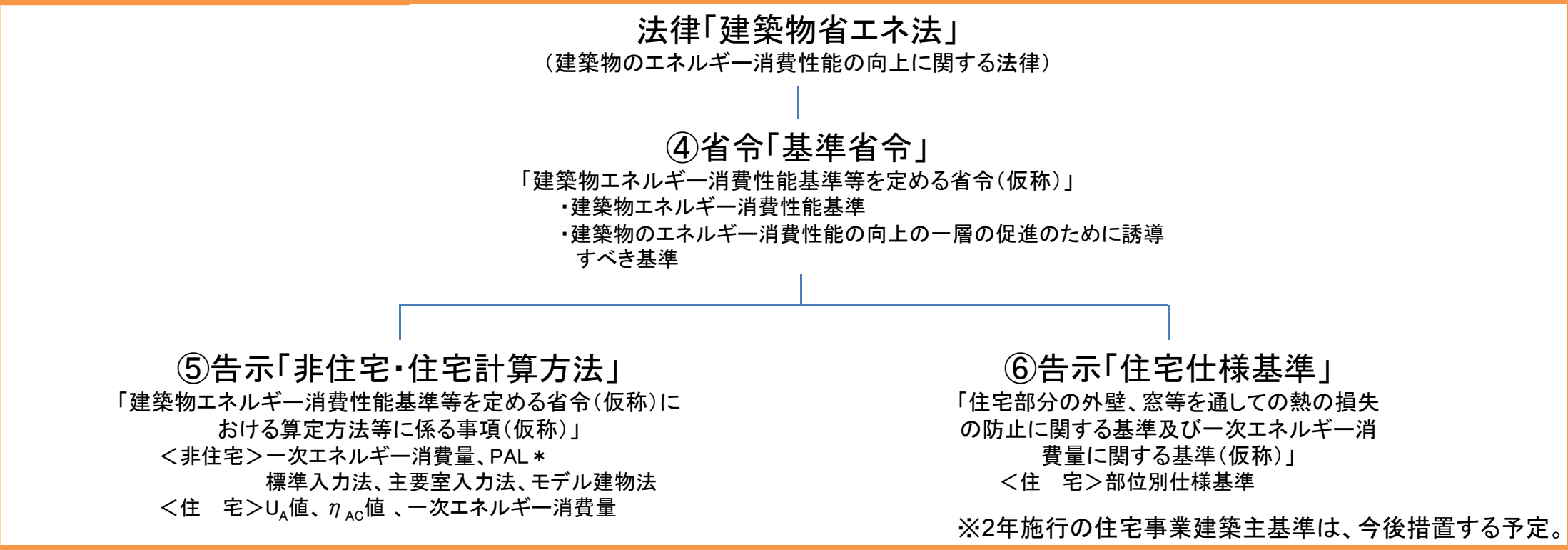
※下線部は外皮基準の達成を困難にすると想定される要素の例で、これらの要素を含むものが、適用除外認定の対象となる。

建築物省エネ法の基準に係る省令・告示案(概要)

現行省エネ法体系



建築物省エネ法体系



建築物省エネ法等の基準の施行・廃止等のスケジュール(予定)

★はH27.10.7～11.5実施の
パブリックコメントの対象

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
建築物 省エネ法	エネルギー消費性能基準★																
	誘導基準★																
	住宅事業建築主基準																
省エネ法	平成25年判断基準★																
	住宅事業建築主基準																
低炭素法	低炭素認定基準★																
(参考) 品確法	評価方法基準(新築)																
	評価方法基準(既存)																

※省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年4月以降は廃止予定。